

### (3) 土壌及び地盤の状況

#### 1) 土 壤

##### ア. 土壌汚染の現状

対象事業実施区域及びその周囲における、土壌汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定状況は、表 4-2-1-51 及び図 4-2-1-12 に示すとおりであり、要措置区域 2 箇所及び形質変更時要届出区域 25 箇所の合計 27 箇所が指定区域となっている。

表 4-2-1-51 (1) 土壌汚染対策法に係る指定状況

区分	地域	指定番号	指定年月日	指定区域	指定面積 (m <sup>2</sup> )	基準に適合しない 特定有害物質
要 措 置 域	世田谷区	指-334 号	平成 24 年 10 月 15 日	桜丘三丁目地内	109.03	テトラクロロエチレン
	品川区	指-389 号	平成 25 年 6 月 5 日	中延五丁目地内	611.8	カドミニウム、六価クロム、シアン、シス-1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、鉛
形質 変更時 要届出 区域	港区	指-362 号	平成 25 年 3 月 13 日	港南三丁目地内	1776	六価クロム、砒素、ふつ素、鉛
		指-359 号	平成 25 年 3 月 13 日	芝浦一丁目地内	7067	鉛、砒素、ふつ素
		指-269 号	平成 24 年 4 月 26 日	芝浦一丁目地内	19701	鉛、砒素、ふつ素
		指-29 号	平成 18 年 4 月 7 日	白金台四丁目地内	871.3	鉛、水銀
	品川区	指-400 号	平成 25 年 6 月 24 日	西五反田五丁目地内	264.94	カドミニウム、六価クロム、シアン、トリクロロエチレン、ふつ素、ほう素、鉛
		指-398 号	平成 25 年 6 月 17 日	東品川四丁目地内	4463.62	1・1ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1・1・1トリクロロエタン、トリクロロエチレン、鉛、砒素、ふつ素
		指-390 号	平成 25 年 6 月 5 日	中延五丁目地内	106.1	カドミニウム、シアン
		指-380 号	平成 25 年 5 月 15 日	西五反田四丁目地内	125.41	カドミニウム、シアン、ほう素
		指-284 号	平成 24 年 5 月 7 日	広町一丁目地内	2651	鉛、ふつ素、砒素
		指-244 号	平成 24 年 6 月 6 日	北品川五丁目地内	890.7	六価クロム、シアン、鉛、ふつ素、トリクロロエチレン
	目黒区	指-222 号	平成 23 年 11 月 11 日	東品川五丁目地内	1071.36	ふつ素
		指-378 号	平成 25 年 4 月 11 日	下目黒二丁目地内	321.4	六価クロム、シアン、シス-1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、ふつ素、鉛
		指-319 号	平成 24 年 8 月 13 日	中目黒二丁目地内	1260	鉛、砒素、ふつ素
		指-17 号	平成 17 年 2 月 25 日	東山二丁目	333	シス-1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、シアン、六価クロム、ほう素
		指-127 号	平成 22 年 11 月 24 日	下目黒二丁目地内	519.7	鉛、シアン、ふつ素、ほう素、六価クロム、シス-1,2-ジクロロエチレン

表 4-2-1-51 (2) 土壤汚染対策法に係る指定状況

区分	地域	指定番号	指定年月日	指定区域	指定面積 (m <sup>2</sup> )	基準に適合しない 特定有害物質
形質 変更時 要届出 区域	大田区	指-370 号	平成 25 年 3 月 22 日	平和島一丁目地内	1078. 6	ふつ素
		指-347 号	平成 24 年 12 月 20 日	大森西四丁目地内	3041. 44	鉛
		指-192 号	平成 23 年 8 月 8 日	京浜島一丁目地内	3185. 7	ふつ素
		指-190 号	平成 23 年 8 月 1 日	京浜島二丁目地内	9209. 2	ふつ素
		指-172 号	平成 24 年 5 月 18 日	京浜島三丁目地内	7900	シアン、砒素、ふつ素
		指-12 号	平成 16 年 10 月 18 日	仲池上一丁目地内	489	シス-1, 2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ふつ素
		指-82 号	平成 20 年 5 月 19 日	北糀谷二丁目地内	177	ほう素
	世田谷区	指-175 号	平成 23 年 6 月 27 日	矢口二丁目地内	259. 57	シス-1, 2-ジクロロエチレン
		指-375 号	平成 25 年 4 月 11 日	玉川四丁目地内	78	鉛
		指-365 号	平成 25 年 3 月 14 日	大蔵五丁目地内	2619. 27	セレン、鉛、砒素、ふつ素

資料：「要措置区域等の指定状況」(平成 25 年 6 月現在、東京都環境局ホームページ)

#### イ. 既存の測定結果

対象事業実施区域及びその周囲のダイオキシン類土壤環境調査結果は、表 4-2-1-52 及び図 4-2-1-12 に示すとおりであり、環境基準を満たしている。

表 4-2-1-52 ダイオキシン類土壤環境調査結果 (平成 23 年度)

(単位 : pg-TEQ/g)

No.	地域	測定地点	測定結果	環境基準
土ダ 1	稻城市	稻城市若葉台 1	2. 7	1, 000pg-TEQ/g 以下

資料：「平成 23 年度 都内ダイオキシン類排出量推計結果及び環境中のダイオキシン類調査結果」  
(平成 25 年 6 月現在、東京都環境局ホームページ)



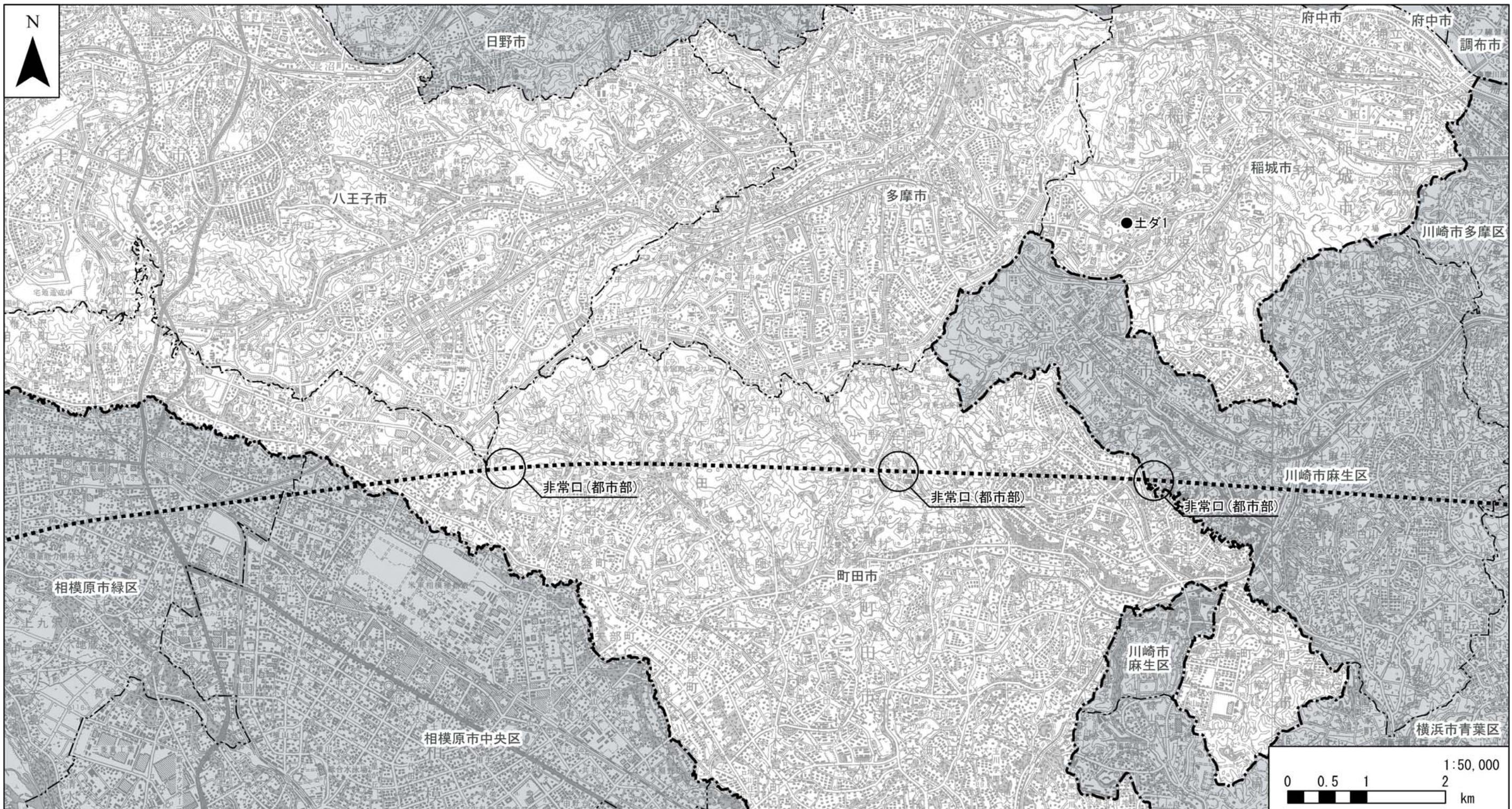
#### 凡例

- 計画路線（トンネル部）
- 都県境
- 区市境
- ▲ 要措置区域
- 形質変更時届出区域
- 土壤ダイオキシン類調査地点（土ダ）

資料：「要措置区域等の指定状況」  
 (平成25年6月現在、東京都環境局環境改善部化学物質対策課ホームページ)  
 「平成23年度都内ダイオキシン類排出量推計結果及び環境中のダイオキシン類調査結果」(平成25年6月、東京都環境局ホームページ)

図 4-2-1-12(1) 土壤汚染対策法に係る指定状況及び土壤に係る調査地点図





#### 凡例

- 計画路線(トンネル部)
- 都県境
- - - 区市境
- ▲ 要措置区域
- 形質変更時要届出区域
- 土壤ダイオキシン類調査地点（土ダ）

資料：「要措置区域等の指定状況」  
 (平成25年6月現在、東京都環境局環境改善部化学物質対策課ホームページ)  
 「平成23年度都内ダイオキシン類排出量推計結果及び環境中のダイオキシン  
 類調査結果」(平成25年6月、東京都環境局ホームページ)

図 4-2-1-12(2) 土壤汚染対策法に係る指定状況及び土壤に係る調査地点図



## ウ. 土壌の汚染に係る環境基準

土壌の汚染に係る環境基準は、表 4-2-1-53、表 4-2-1-54 及び表 4-2-1-55 に示すとおりである。

表 4-2-1-53 土壌の汚染に係る環境基準

(平成3年環境庁告示第46号)

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1l につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1l につき 0.01mg 以下であること
六価クロム	検液 1l につき 0.05mg 以下であること
砒素	検液 1l につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること
総水銀	検液 1l につき 0.0005mg 以下であること
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る）においては、土壌 1kg につき 125mg 未満であること
ジクロロメタン	検液 1l につき 0.02mg 以下であること
四塩化炭素	検液 1l につき 0.002mg 以下であること
1, 2-ジクロロエタン	検液 1l につき 0.004mg 以下であること
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1l につき 0.02mg 以下であること
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1l につき 0.04mg 以下であること
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1l につき 1mg 以下であること
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1l につき 0.006mg 以下であること
トリクロロエチレン	検液 1l につき 0.03mg 以下であること
テトラクロロエチレン	検液 1l につき 0.01mg 以下であること
1, 3-ジクロロプロパン	検液 1l につき 0.002mg 以下であること
チウラム	検液 1l につき 0.006mg 以下であること
シマジン	検液 1l につき 0.003mg 以下であること
チオベンカルブ	検液 1l につき 0.02mg 以下であること
ベンゼン	検液 1l につき 0.01mg 以下であること
セレン	検液 1l につき 0.01mg 以下であること
ふつ素	検液 1l につき 0.8mg 以下であること
ほう素	検液 1l につき 1mg 以下であること

### 備考

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふつ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1l につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1l につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

表 4-2-1-54 ダイオキシン類による土壤の汚染に係る環境基準

(平成11年環境庁告示第68号)

媒体	基準値
土壤	1,000pg-TEQ/g 以下

## 備考

1. 環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壤については適用しない。
2. 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。
3. 環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

表 4-2-1-55 土壤汚染対策法に係る基準値

(土壤汚染対策法 (平成 23 年法律第 74 号))

分類	特定有害物質の種類	地下水基準 (mg/L)	土壤溶出量 基準 (mg/L)	土壤含有量 基準 (mg/kg)	第二溶出量基準 (mg/L)
第一種特定有害物質  (揮発性有機化合物等)	四塩化炭素	0.002 以下	0.002 以下	—	0.02 以下
	1, 2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.004 以下	—	0.04 以下
	1, 1-ジクロロエチレン	0.02 以下	0.02 以下	—	0.2 以下
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.04 以下	—	0.4 以下
	1, 3-ジクロロプロパン	0.002 以下	0.002 以下	—	0.02 以下
	ジクロロメタン	0.02 以下	0.02 以下	—	0.2 以下
	トリクロロエチレン	0.03 以下	0.03 以下	—	0.3 以下
	1, 1, 1-トリクロロエタン	1 以下	1 以下	—	3 以下
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.006 以下	—	0.06 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.01 以下	—	0.1 以下
	ベンゼン	0.01 以下	0.01 以下	—	0.1 以下
第二種特定有害物質  (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.01 以下	0.01 以下	150 以下	0.3 以下
	六価クロム化合物	0.05 以下	0.05 以下	250 以下	1.5 以下
	シアノ化合物	不検出	不検出	遊離シアノ 50 以下	1 以下
	水銀及びその化合物	0.0005 以下 アルキル水銀 は不検出	0.0005 以下 アルキル水銀 は不検出	15 以下	0.005 以下 アルキル水銀は 不検出
	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.01 以下	150 以下	0.3 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.01 以下	150 以下	0.3 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	0.01 以下	150 以下	0.3 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	0.8 以下	4000 以下	24 以下
	ほう素及びその化合物	1 以下	1 以下	4000 以下	30 以下
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	不検出	不検出	—	0.003 以下
第三種特定有害物質  (農薬等)	チウラム	0.006 以下	0.006 以下	—	0.06 以下
	シマジン	0.003 以下	0.003 以下	—	0.03 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下	0.02 以下	—	0.2 以下
	有機りん化合物	不検出	不検出	—	1 以下

## 備考

1. 土壤汚染とは土壤に水を加えた場合に溶出する物質の量を、土壤含有量とは土壤に 1mol/L の塩酸を加えた場合に溶出する物質の量をいう。
2. 土壤溶出量は環境省告示（第 18 号平成 15 年 3 月 6 日）、土壤含有量は環境省告示（第 19 号平成 15 年 3 月 6 日）により測定したもの。
3. 「不検出」とは、2 に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4. 有機りん化合物とはパラチオノン、メチルパラチオノン、メチルジメトン及び EPN をいう。
5. 第一種特定有害物質のうち、ベンゼンを除く揮発性有機化合物 10 項目が DNAPLs に分類され、ベンゼンは LNAPLs に分類される。

## 工. 苦情

東京都の土壤汚染に係る発生源別苦情の受理状況は、表 4-2-1-56 に示すとおりである。苦情件数は 16 件あり、「製造業」が 5 件、「建設業」が 4 件、「サービス業（他に分類されないもの）」が 2 件、「個人（会社・事業所以外）」が 3 件、「不明（会社・事業所以外）」が 2 件となって いる。

表 4-2-1-56 土壤汚染に係る発生源別苦情受理件数（平成 23 年度）

発生源	件数
農業	0
林業	0
漁業	0
鉱業	0
建設業	4
製造業	5
電気・ガス・熱供給・水道業	0
情報通信業	0
運輸業	0
卸売・小売業	0
金融・保険業	0
不動産業	0
飲食店・宿泊業	0
医療、福祉	0
教育、学習支援業	0
複合サービス事業	0
サービス業（他に分類されないもの）	2
公務（他に分類されないもの）	0
分類不能の産業	0
個人（会社・事業所以外）	3
その他（会社・事業所以外）	0
不明（会社・事業所以外）	2
合 計	16

資料：「平成 23 年度公害苦情調査結果」（平成 25 年 6 月現在、総務省ホームページ）

## 2) 地盤

### ア. 既存の測定結果

対象事業実施区域及びその周囲の地盤変動量測定結果は表 4-2-1-57 に示すとおりである。

最大隆起は大田区大森南五丁目 2 の 1.0mm で、最大沈下は大田区南雪谷五丁目 13 の-15.9mm となっている。

表 4-2-1-57(1) 地盤変動量測定結果（平成 22 年）

地域	基標番号	所在地		変動量 (mm)	
		町名	目標		
港区	(8)	芝五丁目 29	東京羊羹本舗前	-5.0	
	交(9)	高輪三丁目 19	SOC 高輪ビル前	-3.1	
	芝(6)	芝二丁目 29	高浦ビル前	-3.5	
	〃(17)	高輪二丁目 17	テイケン東京ビル脇	-3.8	
品川区	(9-1)	南品川三丁目 5	海雲寺境内	-3.1	
	(27)	南大井二丁目 5	鈴ヶ森刑場遺跡内(大経寺)	-2.7	
	(015-010)	東大井二丁目 12	カーサービス(株)CS トナン脇	-3.2	
	芝(10)	北品川四丁目 7	八ツ山橋交差点植込内	-2.7	
大田区	(27-1)	大森東二丁目 1	ライオンズマンション平和島脇	-2.9	
	大(4)	池上一丁目 33	池上小学校内	-3.9	
	〃(7)	南雪谷五丁目 13	東調布公園内	-15.9	
	〃(12)	大森本町一丁目 10	シェル石油大森給油所脇	-0.8	
	〃(15)	大森東三丁目 16	貴船堀公園野球場脇	-5.3	
	〃(18)	大森東四丁目 38	スナックやおみつ脇	-1.8	
	〃(19)	大森南五丁目 2	都・森ヶ崎水再生センター内	+1.0	
	〃(29)	東矢口二丁目 1	安方中学校内	-1.6	
	〃(30)	西馬込二丁目 35	馬込中学校正門前	-7.4	
	〃(31)	雪谷大塚町 8	芝信用金庫前	-6.6	
	〃(32)	田園調布五丁目 30	八幡神社前	-4.4	
	蒲(19)	蒲田三丁目 25	聖蹟蒲田梅屋敷公園内	-8.8	
	目黒区	(11025)	東山三丁目 24	東山公園内	-3.9
	目(4)	青葉台三丁目 6	都・目黒地盤沈下観測所内	-3.7	
世田谷区	(12)	上馬二丁目 15	信榮堂脇	-7.1	
	(11027)	上野毛三丁目 22	北野稻荷神社境内	-4.6	
	(246-007)	太子堂一丁目 4	世田谷台ピロティ前	-5.6	
	(246-008)	三軒茶屋一丁目 29	日立コンシューマ・マーケティング(株)前	-7.0	
	(246-009)	上馬三丁目 14	YSD ビル脇	-7.2	
	(246-010)	新町一丁目 7	桜ビル脇	-5.8	
	(246-012)	瀬田三丁目 6	精進料理「泉仙」前	-6.7	
	世(2)	若林三丁目 34	北野稻荷神社前	-7.6	
	〃(3)	若林二丁目 38	若林陸橋脇	-7.4	
	〃(6)	中町四丁目 21	玉川中学校内	-3.1	
	〃(7)	玉川二丁目 23	FUTAKOTAMAGAWA rice 前植込内	-9.5	
	〃(8)	千歳台三丁目 1	昭和石油(株)千歳台スタンド前	-5.2	
	〃(9)	大蔵三丁目 6	GOLF Partner 向側	-5.0	
	〃(10)	玉川三丁目 39	ヴィステリアニ子玉川脇	-6.9	

表 4-2-1-57(2) 地盤変動量測定結果（平成 22 年）

地域	基標番号	所在地		変動量 (mm)
		町名	目標	
稲城市	稻城 (2)	大丸 630	都営稻城アパート集会所脇	-7.6
	〃 (3)	東長沼 2358	都・稻城地盤沈下観測所内	-10.4
	〃 (4)	大丸 1534-5	クリーンセンター多摩川入口	-14.5
	B M. 1	矢野口 3043	稻城第三中学校内	-7.7
町田市	町田 (4)	野津田町 1290	鶴川第一小学校内	-6.0
	〃 (5)	野津田町 3305	都・町田地盤沈下観測所内	-7.3
	B M. 18	本町田 918	町田教育会館脇	-2.6
多摩市	多摩 (1)	関戸三丁目 19	多摩中学校内	-8.4
	〃 (3)	乞田 1237	乞田新大橋際	-7.2
	〃 (4)	永山三丁目	瓜生緑地	-7.3
八王子市	(016-038)	緑町 951	出光八王子南給油所向側	-2.5

注1. 変動量は、平成21年1月1日基準日の測量成果と平成22年1月1日基準日の測量成果との差を示す。なお、(-) は沈下、(+) は隆起を表す。

資料：「水準基標測量成果表（基準日・平成 23 年 1 月 1 日）」  
(平成 23 年 7 月、東京都土木技術支援・人材育成センター)

## イ. 地盤沈下に係る対策及び規制

東京都では、表 4-2-1-58 に示す地盤沈下に係る法及び条例により、地下水揚水規制を実施している。

表 4-2-1-58 地盤沈下に係る法・条例規制

法令 (施行年月)	対象地域	用途	構造基準等			揚水量 報告義務
			吐出口 断面積 6cm <sup>2</sup> 以下	6 超 21cm <sup>2</sup> 以下	21 超	
工業用水法 (S31.6)	板橋区 足立区 北区 江戸川区 葛飾区 江東区 墨田区 荒川区	製造業 熱供給業 電気・ガス供給業	法対象外	ストレーナー位置 550～650m 以深  詳細は「構造基準一覧」へ	設置禁止	許可井戸は 年1回
建築物用の地下水の採取の規制に関する法律 —ビル用水法— (S38.7)	23 区	冷暖房 水洗便所 車庫での洗車 公衆浴場 (浴室面積 150m <sup>2</sup> 超)	法対象外	ストレーナー位置 400～650m 以深	設置禁止	許可井戸は 年1回
環境確保条例 (H13.4)	構造基準等： 島しょ、奥多摩、檜原を除く。  報告： 島しょを除く全地域	全用途	揚水機出力 2.2kW  揚水量 最大 20m <sup>3</sup> /日以下 平均 10m <sup>3</sup> /日以下	ストレーナー位置 400～650m 以深  ・法規制地域は法と 同一深度  ・法未規制地域は地 質等調査により深 度設定	設置禁止	揚水機出力 300W を超える全ての 井戸（条例施行 時の既設井戸を 含む）について、 年1回
温泉法審査基準 (H10.7)	23 区 24 市 1 町	温泉用	工業用水法 の対象地域 は吐出口 6cm <sup>2</sup> 以下 揚水量 50m <sup>3</sup> /日以下	15 区 24 市 1 町は吐 出口 21cm <sup>2</sup> 以下 揚水量 150m <sup>3</sup> /日以下	設置禁止	義務なし (量水機は設置 義務あり)

注 1. 工業用水法は、既得権を認めず、基準不適合井戸の工業用水道への強制転換が完了。

現在、許可井戸とみなされた 6 井戸以外、都内には存在しない。

注 2. ビル用水法についても、工業用水法と同様、上水道への強制転換が完了。

現在、都内には許可井戸は存在しない。

注 3. 温泉法には地盤沈下規制の直接的な規定はないが、申請数が増加したため、上記の基準を設けた。

資料：「地下水揚水規制のあらまし」（平成 25 年 6 月現在、東京都環境局ホームページ）

## ウ. 苦情

東京都内の地盤沈下に関する苦情（平成 23 年度）は 1 件であった。その内訳は、「建設業」となっている。